

【参考資料】

第1回公立北部医療センター整備協議会・幹事会

目次

	頁
1 公立北部医療センター整備協議会の概要	1
2 全体スケジュール（想定）	2
3 公立北部医療センター整備協議会設置要綱	3
4 公立北部医療センター整備協議会幹事会運営要領	6
5 北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書	9

令和2年9月3日

公立北部医療センター整備協議会

公立北部医療センター整備協議会

1 構成
(1) 副知事（会長）
(2) 北部12市町村長
(3) 北部地区医師会会長
(4) 病院事業局長
(5) 琉球大学病院院長

2 協議会の役割
北部基幹病院の基本的枠組みの詳細等について意思決定を行う場。

構成

- (1) 基本構想、基本計画
- (2) 財政負担の割合、金額
- (3) 運営による剩余金の取扱い
- (4) 一部事務組合、財団等

協議事項

- (1) 基本構想、基本計画
- (2) 財政負担の割合、金額
- (3) 運営による剩余金の取扱い
- (4) 一部事務組合、財団等

構成

- (1) 県保健医療部長（幹事長）、医療企画統括監
- (2) 病院事業局病院事業統括監、県立北部病院院長
- (3) 北部12市町村副市町村長
- (4) 北部地区医師会副会長、北部地区医師会病院院長
- (5) 琉球大学病院副病院院長

幹事会の役割

4 開催頻度
年 1～2 回程度を想定

協議事項

- (1) 建設場所、病床数、医療機能
- (2) 整備費用や運営費の負担方法
- (3) 収支シミュレーション、指定管理料
- (4) 設立手続、規約及び寄附行為の策定
- (5) その他統合における必要と思われる事項

付議

3 协議事項（協議事項の詳細）	4 部会 幹事会を円滑に実施するため、専門的な事項等を検討する。
3 協議事項（協議事項の詳細）	5 開催頻度 幹事会 年 3～4 回程度を想定 部会 隨時

全体スケジュール（想定）

Nº	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
1	基本的枠組みに関する協議	★7月合意					
2	整備協議会・幹事会（部会）	★9月設置					
2-2	基本構想						
2-3	基本計画						
2-4	一部事務組合の設置 に向けた調整						
2-5	財団法人の設立						
2-6	財政負担に関する事項						
2-7	資産・負債、剰余金の取扱い						
2-8	職員の身分取扱い						
2-9	その他、両病院統合までの間に 必要な取組など						
3	基本設計						
4	実施設計					実施設計	
5	本体工事・外構工事						本体・外構工事（2年）
							発注準備

公立北部医療センター整備協議会設置要綱

令和2年8月5日保医第300号

(設置)

第1条 沖縄県立北部病院と公益社団法人北部地区医師会北部地区医師会病院を統合して新たに設置する公立北部医療センター（以下「北部医療センター」という。）の基本的枠組みの詳細その他北部医療センターの整備について必要な事項について協議を行うため、北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書第4条第1項の規定に基づき、公立北部医療センター整備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 北部医療センターの基本構想及び基本計画に関すること
- (2) 北部医療センターに関する財政負担の割合及び金額に関すること
- (3) 北部医療センターの運営により生じた剰余金の取り扱いに関すること
- (4) 沖縄県及び北部12市町村で設立する一部事務組合及び財団に関すること
- (5) 上記(1)から(4)のほか北部医療センターの基本的枠組みの詳細その他北部医療センターの整備について必要な事項に関すること

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に、会長を置き、会長には沖縄県副知事をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を総括する。

(会議)

第4条 協議会は会長が招集し、議事進行は会長が行う。

- 2 会長は、沖縄県職員の中からあらかじめ指定した者に議事進行させることができる。
- 3 会長又は委員に事故があるときは、その職務を代理する者は、構成員として会議に出席することができる。
- 4 会議は、公開とする。

(幹事会)

- 第5条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、協議会に付議する事項について協議及び調整を行う。
 - 3 幹事会は、協議会を構成する団体の職員及び幹事会で参加を承認された者で構成する。
 - 4 幹事会に、幹事長を置き、幹事長には沖縄県保健医療部長をもって充てる。
 - 5 幹事会の運営に関して必要な事項は、幹事長が別に定める。

(関係者の出席)

- 第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

- 第7条 協議会の庶務は、沖縄県保健医療部医療政策課において処理する。

(補則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月5日から施行する。

別表1（第3条関係）協議会構成員

NO	構成団体及び職名	役職
1	沖縄県副知事	会長
2	名護市長	委員
3	国頭村長	委員
4	大宜味村長	委員
5	東村長	委員
6	今帰仁村長	委員
7	本部町長	委員
8	恩納村長	委員
9	宜野座村長	委員
10	金武町長	委員
11	伊江村長	委員
12	伊平屋村長	委員
13	伊是名村長	委員
14	公益社団法人北部地区医師会長	委員
15	沖縄県病院事業局長	委員
16	琉球大学病院長	委員

公立北部医療センター整備協議会幹事会運営要領

令和2年8月26日保医第311-2号

(目的)

第1条 この要領は、公立北部医療センター整備協議会設置要綱（令和2年8月5日保医第300号。以下「設置要綱」という。）第5条の規定に基づき、公立北部医療センター整備協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、幹事長は、必要に応じ、幹事会で参加を承認された者を幹事に加えることができる。

(幹事長の職務)

第3条 幹事長は、幹事会の事務を総括し、幹事会の結果を協議会（設置要綱第1条に規定する協議会をいう。）に報告する。

2 幹事長代理は、幹事のうちから、幹事長が指名する。

3 幹事長代理は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第4条 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

2 幹事会は、幹事長及び幹事の過半数の出席をもって成立する。

3 幹事がやむを得ない理由により幹事会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

4 幹事長は、必要と認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会の設置)

第5条 幹事会に、その円滑な運営のため、幹事会の協議及び調整に係る事項を専門的に検討させる部会を設置することができる。

2 部会で検討させる事項は、幹事会で決定し、幹事長が部会に付託する。

3 各部会には、部会長を置く。

4 各部会の構成員及び部会長は、幹事長が選任する。

(部会の運営)

第6条 部会の運営は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 部会は、幹事長の同意を得た上で、部会長が招集する。
- (2) 部会長は、部会の議事を進行し、事務を総括する。
- (3) 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会長があらかじめ部会の構成員のうちから指名する代理者が、その職務を代理する。
- (4) 部会の構成員がやむを得ない理由により部会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- (5) 部会長は、必要と認めるときは、幹事長の同意を得た上で、部会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(議事等の公開)

第7条 幹事会及び部会（以下「幹事会等」という。）は、非公開とする。なお、議事要旨は、自由闊達な議論を妨げない範囲内において、公表することができる。

(庶務及び幹事会等に係る調整)

第8条 幹事会等の庶務は、沖縄県保健医療部医療政策課において処理する。

2 第5条の規定にかかわらず、幹事長は、部会のほか、幹事会等の円滑な運営のため、幹事会を構成する団体の職員その他関係者に必要な調整を行わせることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、幹事会等の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月26日から施行する。

別表1（第2条関係）幹事

NO	構成団体及び職名	役職
1	沖縄県保健医療部長	幹事長
2	沖縄県保健医療部医療企画統括監	幹事
3	名護市副市長	幹事
4	国頭村副村長	幹事
5	大宜味村副村長	幹事
6	東村副村長	幹事
7	今帰仁村副村長	幹事
8	本部町副町長	幹事
9	恩納村副村長	幹事
10	宜野座村副村長	幹事
11	金武町副町長	幹事
12	伊江村副村長	幹事
13	伊平屋村副村長	幹事
14	伊是名村副村長	幹事
15	公益社団法人北部地区医師会副会長	幹事
16	沖縄県病院事業局病院事業統括監	幹事
17	北部地区医師会病院院長	幹事
18	沖縄県立北部病院院長	幹事
19	琉球大学病院副病院長	幹事

北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書

**令和2年7月28日
沖縄県保健医療部**

沖縄県知事、沖縄県病院事業局長、公益社団法人北部地区医師会長、名護市長、国頭村長、大宜味村長、東村長、今帰仁村長、本部町長、恩納村長、宜野座村長、金武町長、伊江村長、伊平屋村長及び伊是名村長は、平成30年1月18日から令和2年7月28日までの間、沖縄県立北部病院(以下「県立北部病院」という。)と公益社団法人北部地区医師会北部地区医師会病院(以下「医師会病院」という。)の統合による基幹病院の基本的枠組みについて協議した結果、次のとおり合意した。

(基幹病院の名称)

第1条 県立北部病院と医師会病院を統合して新たに整備する基幹病院の名称は、公立北部医療センター(以下「北部医療センター」という。)とする。

(設置主体)

第2条 北部医療センターの設置主体は、沖縄県(以下「県」という。)並びに名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村及び伊是名村(以下「北部12市町村」という。)が、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第284条第2項の規定に基づき設置した一部事務組合とする。

2 前項の一部事務組合の名称は、沖縄県北部医療組合(以下「組合」という。)とする。

(運営主体)

第3条 北部医療センターの運営は、自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるものとする。

2 県及び北部12市町村は、前項の北部医療センターの指定管理を行わせる団体として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づき一般財団法人北部医療財団(以下「財団」という。)を設立する。

3 前項の財団の設立者には、地方公共団体以外の法人も含めることができるものとする。ただし、前項の設立者全員の同意を得るものとする。

(整備協議会)

第4条 この合意書の締結後、関係者間において、基本的枠組みの詳細その他北部医療センターの整備に関して必要な事項について協議を行う組織として、公立北部医療センター整備協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 前項の協議会の役割、組織、構成員及び運営方法等については、別に定める。

(県及び市町村の財政負担)

第5条 県及び北部12市町村は、北部医療センターの整備費用、組合への負担金並びに財団への財産の拠出及び指定管理料についてそれぞれ負担するものとし、その負担の内容については次項から第6項までの規定に基づき協議会において協議の上決定するものとする。

- 2 北部医療センターの整備費用に対する北部12市町村の負担は、市町村の一般財源に影響を与えることのない方法で行うものとする。なお、整備費用に係る借入金の償還に対する支援は、県が行うものとする。
- 3 県及び北部12市町村の組合への負担金は、病院及び診療所を運営することにより交付される地方交付税の相当額とする。ただし、当該相当額だけで不足する場合は、当該不足額は県が負担するものとする。
- 4 組合への職員の派遣は、県の責任で行うものとし、北部12市町村は新たな職員の派遣及び予算措置を伴わない方法で協力するものとする。
- 5 県及び北部12市町村の財団への財産の拠出は、財団設立時に限り行うものとする。この場合における各市町村の負担は、市町村の財政状況を十分に勘案した上で決定する。
- 6 組合が財団に支出する指定管理料は、第3項の負担金をもって充てるものとする。
(剩余金の取扱い)

第6条 北部医療センターの運営により生じた剩余金は、職員及び医療機器への投資、将来の病院建設費用の積立、その他病院の財務活動及び投資活動の費用に充てるものとし、その詳細については、協議会において協議の上決定するものとする。

(医師会病院が保有する資産及び負債の取扱い)

第7条 医師会病院が統合する日の前日に保有している資産及び負債は、原則として全て北部医療センターに引き継ぐものとし、その詳細については、協議会において協議の上決定するものとする。

- 2 医師会病院は、北部医療センターに統合されるまでの間、従前のとおり長期借入金を毎年1億5,000万円ずつ返済し、新たな借入れは行わないものとする。
(県立北部病院が保有する資産及び負債の取扱い)

第8条 県立北部病院が統合する日の前日に保有している資産及び負債は、原則として北部医療センターに引き継がないものとする。ただし、協議会において引き継ぐことが妥当であると判断した資産及び負債については、引き継ぐことができるものとする。

(医師会病院の職員の身分取扱い)

第9条 統合する日の前日に医師会病院に在職している職員のうち北部医療センターでの勤務を希望する者は、原則としてそれぞれの雇用形態に応じた形で、財団の職員として雇用するものとする。

(県立北部病院の職員の身分取扱い)

第10条 統合する日の前日に県立北部病院に在職している職員のうち北部医療センターでの勤務を希望する者は、原則としてそれぞれの雇用形態に応じた形で、財団の職員として雇用するものとする。

(労働条件)

第11条 財団職員の給与、勤務時間その他の労働条件は、医師会病院の労働条件を適用するものとする。

(基本構想等)

第12条 北部医療センターの基本構想又は基本計画の策定に当たっては、北部圏域において安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を確保及び維持することを基本的な考え方とし、協議会において協議の上決定するものとする。

(医療機能)

第13条 北部医療センターの病床は、高度急性期及び急性期病床400床、回復期病床48床及び感染症病床2床による450床程度を基本とし、協議会において協議の上決定するものとする。

2 北部医療センターが標榜する診療科目、取得する施設基準及び指定医療機関の種別(以下「診療科目等」という。)は、県立北部病院及び医師会病院の診療科目等を維持することを基本とし、協議会において協議の上決定するものとする。

(健診・検診機能)

第14条 医師会病院が提供している健診・検診機能は、北部医療センターに引き継ぐものとする。

(診療所の取扱い)

第15条 県立北部病院附属診療所及び北部12市町村が設置した診療所(以下「市町村立診療所」という。)は、原則として北部医療センターの附属診療所として位置付けるものとする。

2 前項の場合において、市町村立診療所については、既存の診療体制及び診療機能の維持に配慮するものとする。

(ちゅら海クリニックの取扱い)

第16条 ちゅら海クリニックが提供している機能は、北部医療センターに引き継ぐものとする。

(財団への職員派遣)

第17条 北部医療センターを運営する上で必要がある場合、県は、開院時から3年間を限度として財団へ職員を派遣するものとする。

2 前項の期間は、北部医療センターの安定的な運営を確保するため、なお必要があると認められる場合には、延長するものとする。

(協議)

第18条 この合意書に定めのない事項又はこの合意書に定める事項について疑義が生じたときは、関係者間で協議の上決定するものとする。

上記のとおり合意が成立したことを証するため、本書を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月28日

沖縄県知事

小城 康裕

沖縄県病院事業局長

武那覇 仁

公益社団法人北部地区医師会長

上地 博之

宜野座村長

宮 真 淳

名護市長

渡具知 武豊

国頭村長

知花 靖

大宜味村長

宮城功光

東村長

當山全伸

今帰仁村長

喜屋武 治樹

本部町長

季良元康

恩納村長

長善益

金武町長

仲間一

伊江村長

鳥袋秀章

伊平屋村長

伊礼幸雄

伊是名村長

前田政義